

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

町田市では、市民の生命、健康、生活を守るため、町田市新型インフルエンザ等対策行動計画※¹⁾（以下「市行動計画」と略す。）を２０１４年３月に策定しました。

その後、２０２０年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、市民の生命、健康、生活を守るためにＰＣＲセンターの設置や迅速なワクチン接種など、様々な取り組みを実施しました。

こうした新興感染症の発生を予知することは困難であり、今後、新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえて、より万全な体制を整えることが重要です。そのため、国は、２０２４年７月に政府行動計画を改定し、東京都は、２０２５年５月に都行動計画を改定しました。

この国および都の考え方にに基づき、感染症危機に対し平時から備え、有事の際は迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、市行動計画を改定します。

※１）新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条に基づき策定義務がある市町村行動計画

１ 市行動計画改定の方向性

（１）対策項目を改定前の７項目から１３項目に拡充

新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、充実を図ります。

改定前		改定後
（総論）市の実施体制		① 実施体制
１ サーベイランス・情報収集		② 情報収集・分析
		③ サーベイランス
２ 情報提供・共有		④ 情報提供・共有
３ 住民相談		リスクコミュニケーション
４ 感染拡大防止		⑤ 水際対策
		⑥ まん延防止
５ 予防接種		⑦ ワクチン
６ 医療		⑧ 医療
		⑨ 治療薬・治療法
		⑩ 検査
		⑪ 保健
７ 市民生活及び市民経済の安定の確保		⑫ 物資
		⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

(2) 各対策の対応期を3期(準備期、初動期、対応期)に分類

発生段階を6期から3期に変更し、急速な感染拡大時に柔軟に対応できるようにします。

改定前		改定後	
国	都・市	国・都・市	
未発生期	未発生期	【準備期】 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで	
海外発生期	海外発生期	【初動期】 新型インフルエンザ等の発生を覚知後～政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで	
国内発生早期	国内発生早期	【対応期】 ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	
	都内発生早期		
国内感染期	都内感染期		
小康期	小康期		

2 スケジュール

時期	項目	内容
7月	町田市健康危機管理委員会 〈1〉	骨子案について
10月	町田市健康危機管理委員会 〈2〉	素案について
12月	議会・行政報告	素案、パブリックコメントの実施について
	パブリックコメント実施	12月15日から1月14日まで
2月	町田市健康危機管理委員会 〈3〉	最終案について
3月	計画改定	
	議会・行政報告	パブリックコメントの結果と計画改定について

※スケジュールは変更になる可能性があります。